

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月28日

金ヶ崎町長 高橋 寛 寿



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

金ヶ崎町6地区

(①街地区、②三ヶ尻地区、③南方地区、④西部地区、⑤永岡地区、⑥北部地区)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数 (合計258)

法人 38経営体

個人 212経営体

集落営農（任意組織） 8組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

各地区の地域農業マスタープランのとおり

5. 農地中間管理機構の活用方針

各地区の地域農業マスタープランのとおり

6. 地域農業の将来のあり方

各地区の地域農業マスタープランのとおり